

東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約一部改定のお知らせ

2025 年 7 月 31 日をもって東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約を改定いたしますのでご案内いたします。改定箇所は以下のとおりです。

■東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
第 28 条（キャッシングサービスの利率等） 1. (略) 2. 本人会員は、以下の利息を支払うものとします。 (イ) キャッシング（1 回払い）については当社が別途通知した利率をもって計算された利息 (ロ) ライフサポート・サービスについては、以下に定める利率をもって計算された利息 ①利率は、株式会社みずほ銀行の短期プライムレート（以下「短プラ・レート」という）に 5.50%を加えて算出する変動金利型とし、書面で通知します。 ②利率見直しは、年 2 回とし、毎年 2 月 1 日の短プラ・レートを基準とした金利を上半期（4 月 1 日～ 9 月 30 日）に適用、毎年 8 月 1 日の短プラ・レートを基準とした金利を下半期（10 月 1 日～ 3 月 31 日）に適用するものとします。 (以下略)	第 28 条（キャッシングサービスの利率等） 1. (略) 2. 本人会員は、当社が別途通知した利率をもって計算された利息を支払うものとします。 (以下略)